

長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金支給・申請要領

第1 趣旨

エネルギー等（電気代・ガス代・スクールバス運行に係る燃料代）の物価高騰の影響を受けた県内の私立学校（私立の小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校。以下「私立学校」という。）に対して、予算の定めるところにより、長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することで私立学校の負担軽減を図り、安定した学校教育の実施を促進する。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 支給対象者

(1) 長崎県内において、申請日時点で次の私立学校を設置・運営（運営に要する経費の支払い実績を有しており）し、支援金の受領後も事業を継続する意思がある事業者であること。ただし、第3の2の支援金においては、私立高等学校のうち通信制の高等学校は対象としない。

- ア 私立小学校
- イ 私立中学校
- ウ 私立高等学校
- エ 私立専修学校
- オ 私立各種学校

(2) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

- ア 国や地方公共団体
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

2 支給対象施設

申請日時点で第2の1の(1)に掲げる私立学校であって、長崎県から認可を受けており、次の(1)から(4)のいずれにも該当しないこと。

- (1) 申請日時点で休校（実質的に学校活動を行っていない状態を含む）又は閉校している私立学校
- (2) 令和7年5月1日及び申請日時点で在籍する児童・生徒の数が0名の私立学校
- (3) 令和7年度途中で休校若しくは閉校を予定している、又は在籍する児童・生徒が0名になる見込みの私立学校

(4) 恒常的に連絡を取ることができない私立学校

第3 支援金の支給額等

支援金の支給額は、次のとおり算定するものとする。

1 電気代・ガス代に係る支援について

(1) 別表1に定める額とする。

(2) 上記(1)の支援金の支給額を決定するために各申請者が申請書に記載する「在籍する児童・生徒の数(令和7年5月1日時点)」は、長崎県総務部学事振興課長が発出した以下の照会に対する回答と一致するものとする。

ア 令和7年4月24日 R07-01150-00301

「令和7年度 児童生徒数調査について(依頼)」

(対象:各私立小・中・高等学校)

イ 令和7年4月7日 R07-01150-00049

「令和7年度の生徒数及び教職員数の調査について(依頼)」

(対象:各私立専修・各種学校)

2 スクールバス運行に係る燃料代に係る支援について

(1) 別表2に定める額とする。

(2) 上記(1)の支援金の支給額を決定するために各申請者が申請書に記載する「1日あたりの運行距離」は、標準的な1日あたりのスクールバスの運行距離とし、生徒等の通学のために実際に運行した距離数とする。

(3) 複数の私立学校を運営する事業者が申請する場合、規模の区分は、学校種ごとではなく事業者における1日あたりのスクールバス運行距離の合計により判定する。

第4 支援金の申請・請求

支援金の支給を受けようとする事業者は、次の書類を提出しなければならない。

1 第3の1の支援金を受けようする場合

(1) 長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金申請書(様式第1号)

(2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

(3) その他知事が必要と認める書類

2 第3の2の支援金を受けようする場合

(1) 長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金申請書(様式第2号)

(2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

(3) その他知事が必要と認める書類

第5 支援金の審査

県は審査に際しては、必要に応じて、申請書を提出した事業者に対し、関係資料の提出を求める。

第6 支援金の支払

県は、第5の規定により送付のあった申請書類等により、支援金を支給すべきと認められたものについて、支給決定を行い、事業者が指定する預金口座に支援金を振り込むものとする。

第7 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第8 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2の2のいずれかに該当することが判明した場合、又は第7の調査等の結果、支援金の使途が第1に規定する趣旨に合致しないことが判明した場合には、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第9 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行し、令和5年度の予算に係る長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月20日から施行し、令和6年度の予算に係る長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月24日から施行し、令和7年度の予算に係る長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月14日から施行し、令和7年度の予算に係る長崎県私立学校

物価高騰緊急支援事業支援金について、令和7年7月24日に遡及して適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月13日から施行し、令和7年度の予算に係る長崎県私立学校物価高騰緊急支援事業支援金に適用する。

別表1（第3関係）

在籍する児童・生徒の数 ※令和7年5月1日時点	規模の区分	支援金の支給額 (円)
120名以下	規模1	31,000
121名以上 240名以下	規模2	97,000
241名以上 360名以下	規模3	163,000
361名以上 480名以下	規模4	228,000
481名以上 600名以下	規模5	294,000
601名以上 720名以下	規模6	360,000
721名以上 840名以下	規模7	425,000
841名以上 960名以下	規模8	491,000
961名以上 1080名以下	規模9	557,000
1081名以上 1200名以下	規模10	622,000
1201名以上	規模11	687,000

別表2（第3関係）

1日あたりの運行距離	規模の区分	支援金の支給額 (円)
1km以上 150km以下	規模1	80,000
151km以上 500km以下	規模2	350,000
501km以上 1,000km以下	規模3	807,000
1,001km以上 1,500km以下	規模4	1,346,000
1,501km以上	規模5	1,884,000